

ミラ・クル・とっとり運動・SDGs活動表彰実施要領

1 表彰の対象

- (1) 県内における福祉活動、子育て支援、環境保全、安心・安全な地域づくり、地域交流、伝統・文化の保存、スポーツ活動、まちづくり、観光振興、農山漁村振興など各分野で地域の活力向上に貢献しているSDGsの視点に基づく地域づくり活動を行い、地域の活力向上に貢献している団体・個人が行う活動又はSDGsの推進による地域貢献に取り組む企業活動（以下「活動」という。）とし、以下のとおり一般部門、学生部門に対象を区別する。

ア 一般部門

県内に事務所又は活動拠点があるNPO法人、地域づくり活動団体、企業、個人の活動等

イ 学生部門

県内の小学校、中学校、高校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等に在籍する児童、生徒又は学生が団体・個人で主体的に行う活動（学校の授業での活動を除く課外活動、クラブ活動、個人の活動等）。

ただし、団体の場合、構成員の半数以上が児童、生徒又は学生であること。

- (2) 表彰実施年度の前年度1月から当年度12月までの1年間に実施した又は実施する活動を対象とし、応募時点で活動が終了していても、継続中の活動であっても応募を可能とする。

2 表彰の種類

各賞は、記載された件数を上限に授与する。なお、学生部門の総数は10件以内とする。

(1) 一般部門

- ・最優秀賞 1件 副賞 5万円
- ・協賛企業賞 2件 副賞 3万円
- ・優秀賞 3件 副賞 1万円

(2) 学生部門

- ・ミライを担う「とりぎん大賞」 1件 副賞 3万円
- ・小中学生の部 最優秀賞 1件 副賞 2万円、優秀賞 3件 副賞 1万円
- ・高校生の部 最優秀賞 1件 副賞 2万円、優秀賞 3件 副賞 1万円
- ・大学生の部 最優秀賞 1件 副賞 2万円、優秀賞 3件 副賞 1万円

3 応募方法

- (1) ミラ・クル・とっとり運動・SDGs活動表彰応募用紙（別紙様式）に所定の事項を記入し、活動内容を補足する写真、新聞記事、チラシ、パンフレットなどの関連資料を添えて、政策統轄総局協働参画課長が別に定める日までに、応募受付窓口等に提出すること。
- (2) 応募は、応募受付窓口への郵送、持参又は電子メール※とする。

※ 電子メールにて応募する場合は、応募用紙のみ電子メールにて送付すること。応募受付後、本県から電子ファイルの送信方法（大容量ファイル送信システム「DECO Drive」を使用）を伝えるので、活動内容を補足する関連資料（電子データ）を送付（1回の送付の最大容量はデータ容量を3000MB以下）すること。

- (3) 自薦・他薦は問わないが、過去に表彰を受けた活動は対象としない。また、他薦の場合は被推薦者の同意を得ること。
- (4) 提出書類は返却しない。

4 審査及び発表

(1) 1次審査

ミラ・クル・とっとり運動推進委員会表彰部会において書類審査を実施し、以下のとおり選定する。

ア 一般部門

6件以内

イ 学生部門

10件以内（小中学生の部、高校生の部、大学生の部各3件に加えて学生部門全体から1件選定）

(2) 2次審査

1次審査通過者によるプレゼンテーションを行った後、ミラ・クル・とっとり運動推進委員会表彰部会委員において2に定める件数を上限として選定する。なお、学生部門のうち小中学生の部については、プレゼンテーションは実施しない。

(3) 結果発表及び表彰

表彰式において賞の発表並びに、表彰状及び副賞の授与を行う。

5 応募受付窓口等

(1) 受付（持参、郵送又は電子メール等）及び問合せ

窓口等	住所等
鳥取県 協働参画課	住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 メールアドレス kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp 電話番号 0857-26-7248

(2) 持参の場合のみ

窓口	住所等
鳥取県 東部地域振興事務所 東部振興課	住所 〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176番地 電話番号 0857-20-3528
鳥取県 東部地域振興事務所 八頭振興課	住所 〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100 電話番号 0858-72-3880
鳥取県 中部総合事務所 県民福祉局 中部振興課	住所 〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地 電話番号 0858-23-3177
鳥取県 西部総合事務所 県民福祉局 西部振興課	住所 〒683-0054 米子市糺町一丁目160番地 電話番号 0859-31-9606
鳥取県 西部総合事務所 日野振興センター 日野振興局 地域振興課	住所 〒689-4503 日野郡日野町根雨140番地1 電話番号 0859-72-2080

附 則

この要領は、令和6年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月13日から施行する。

[参考]

■「ミラ・クル・とっとり運動」とは

若者をはじめあらゆる年代の方々による環境、福祉、防災、地域文化、まちづくりなど、様々な分野・地域で行われている「地域の活力」を創造する活動が「ミラ・クル・とっとり運動」です。

■例えば、こんな活動も…

草取りやごみ拾いなどのボランティア活動、地域を元気にするために開催される地域イベント、安全安心のためのまちづくり活動、地域の未来を考える研修会・座談会など、身近に行われている活動も「ミラ・クル・とっとり運動」です。